

2015年5月14日

株式会社 ダブル・スコープ株式会社

代表取締役社長 崔 元根

問合せ先： 03-5436-7155

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、株主を始めとするステークホルダーにとっての企業価値を極大化し、かつ、継続的に高めていく上でコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。当社の資本は、独立した複数株主の出資により構成されております。そのため、コーポレート・ガバナンスに対する意識は以前から強く、経営の透明性、企業倫理の向上を図るべく、以下の体制整備、内部統制を実施しております。

また当社は、今後もコーポレート・ガバナンス経営の重要性を深く認識し、その時点で当社に最もふさわしいコーポレート・ガバナンス経営体制を検討し、継続的に整備・構築していく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
崔 元 根 (Choi WonKun)	2,133,500	15.05
TNP オンザロード1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 TNP オンザロード	2,010,000	14.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	978,600	6.90
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMUSUNG	714,200	5.03

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	657,900	4.64
伊藤忠商事株式会社	600,000	4.23
金 廷 龍 (Kim JungYong)	472,900	3.33
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT	304,300	2.14
松井証券株式会社	217,200	1.53
TNP SC ASIA 第 1 号投資事業有限責任組合	215,400	1.51

支配株主名	—
-------	---

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名以内
定款上の取締役の任期	1 年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と期の初めに年間計画について打合わせを行い、その監査の状況について随時報告を受けており、四半期毎の監査結果報告時に意見交換を行っております。

また常勤監査役は年2回行われる内部監査時に臨席し監査状況を把握することにしてあります。そのほか、監査役は会計監査人とも定期的及び必要に応じて会合を開催し、情報を共有化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岩本 永三郎	他の会社の出身者				○					
李 俊範	公認会計士				○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ず

る者である

g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
岩本 永三郎	○	—	上場企業の代表者としてのビジネスキャリア、知見、専門性を生かして、グループ全体の監査を適正に行っていたと判断したため。
李 俊範		—	韓国語が堪能であるとともに、公認会計士の資格を有しており、財務面、会計面での専門的な知見に基づき、グループ全体の監査を適正に行っていたと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

取締役、監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員については、経営参画意識や業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としており、監査役に対しては、適正な監査業務の遂行による企業価値の向上に資するために付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬及び監査役報酬は、それぞれ総額での開示を行っております。また、海外子会社との兼務役員で、海外子会社からの報酬を受けている取締役については、子会社から受けている報酬総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が適宜行うとともに、経営企画本部が中心となり、取締役会等を含めた必要な資料及び情報の提供のサポートを行っております。

また、社外監査役を含めた代表取締役との個別面談の場を設けており、経営及び業務執行状況についてより詳細な状況の把握に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

当社の取締役会は取締役4名で構成されており、取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しており、原則として月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

特に迅速な決定等が必要な場合においては、テレビ会議システムなどを利用した臨時の取締役会を開催し、機動的な審議と意思決定が行われるよう努めております。

2) 監査役会

当社は監査役会を設置しております。当社の監査役会は監査役3名で構成されておりますが、うち2名が社外監査役となっており、より公正な監査が実施できる体制をとっております。監査役は、原則として月1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて監査役間の協議を行い意見交換しております。また、取締役会への出席、その他重要な会議への出席を行い必要に応じて意見を述べるほか、取締役との面談、会社財産及び重要書類の閲覧による業務の調査を通じて、取締役の職務遂行を監視する体制を整えております。

また、会計監査人及び内部監査部門とそれぞれの監査の計画、進捗及び結果について定期的に相互に情報及び意見の交換を行う等の連携を図っております。

3) 内部監査制度

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を発足させております。当社は会社規模が比較的小さく、内部統制の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査人は監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、部門相互監査を行うため、経営企画本部管理職が兼務する内部監査責任者及び内部監査担当者が経営企画本部以外の部門の監査を担当し、営業本部管理職が兼務する別の内部監査責任者及び内部監査担当者が経営企画本部の監査を担当して各部署及び子会社に対し年間計画に基づいて監査等を実施し、必要な場合に改善を促し、フォローアップを行うことにより社内における不正行為の未然防止に努めております。

4) 会計監査人

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査及び会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役選任しておりませんが、重要な意思決定機関である取締役会に対し、監査役3名中2名を社外監査役とすることで、経営への監視機能の強化を図っております。各社外監査役においては、それぞれが専門分野において豊富な経験及び幅広い知見を有しており、独立した立場から適宜意見を述べることで、監督機能を十分に果たしております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	非居住者株主への便宜を図る必要があることから 総会3週間前に発送を行っております。

集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算となっておりますので、株主総会は3月下旬に開催しており、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
-----------------	--

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	当社業容業績等を理解して頂くために、四半期及び通期の決算発表後の年4回程度、定期的な説明会を開催しています。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページ上 (http://w-scope.co.jp) 上にIR情報のコーナーを設け、適時開示資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部に担当者を設置し、対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	現在のところ、規程等で具体的に明記し、取組みを行っておりませんが、今後取り組んでまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容のとおり取締役会において決議しております。</p> <p>1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>① 企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であり、当社の役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動をとるために経営理念及びコンプライアンス規程を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。</p> <p>② コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する統括責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。</p> <p>③ コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、全社的にその内容を周知徹底する。</p>

④ 役職員は他の役職員の法令違反行為を知った時は、速やかに経営企画本部に報告しなければならない。

⑤ 役職員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス規程に基づき処分を決定する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築・運用を行う。

② 管理部門において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、内部監査責任者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築する。

③ 内部監査責任者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。内部監査責任者及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特徴を踏まえ、内部統制システムを整備する。

② 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。

③ 取締役は当社及び関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社及び関係会社の業務執行状況を監査する。

6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、管理部門の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役又は使用人は監査役に対して法定の事項に加えて、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生又は発生する恐れが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役員職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、取締役会議事録等の業務執行にかかわる記録及び、稟議書等すべての重要な決裁書類を常に確認できることとする。

また、監査法人及び内部監査担当者との間で情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。

10) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

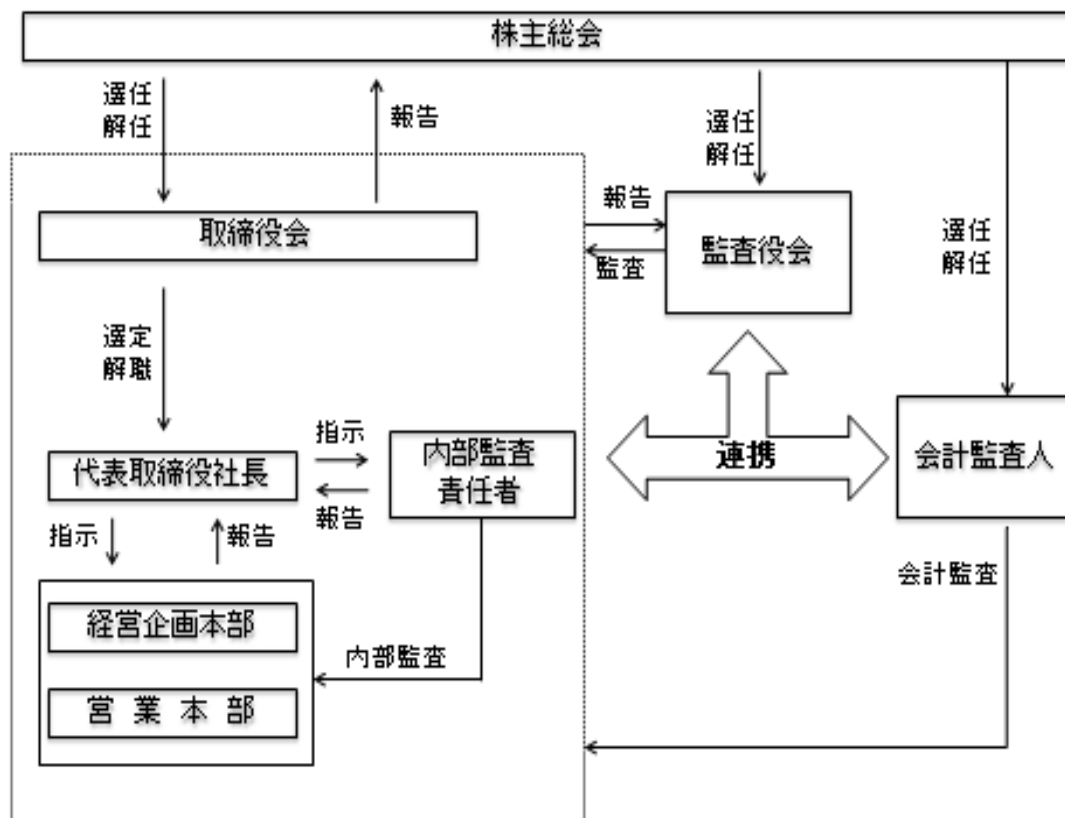
当社ではコンプライアンス規程運用細則を設けて反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。具体的には、新規取引先及び既存取引先について日経テレコンによる記事検索、ウェブサイトのチェックにより調査を行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

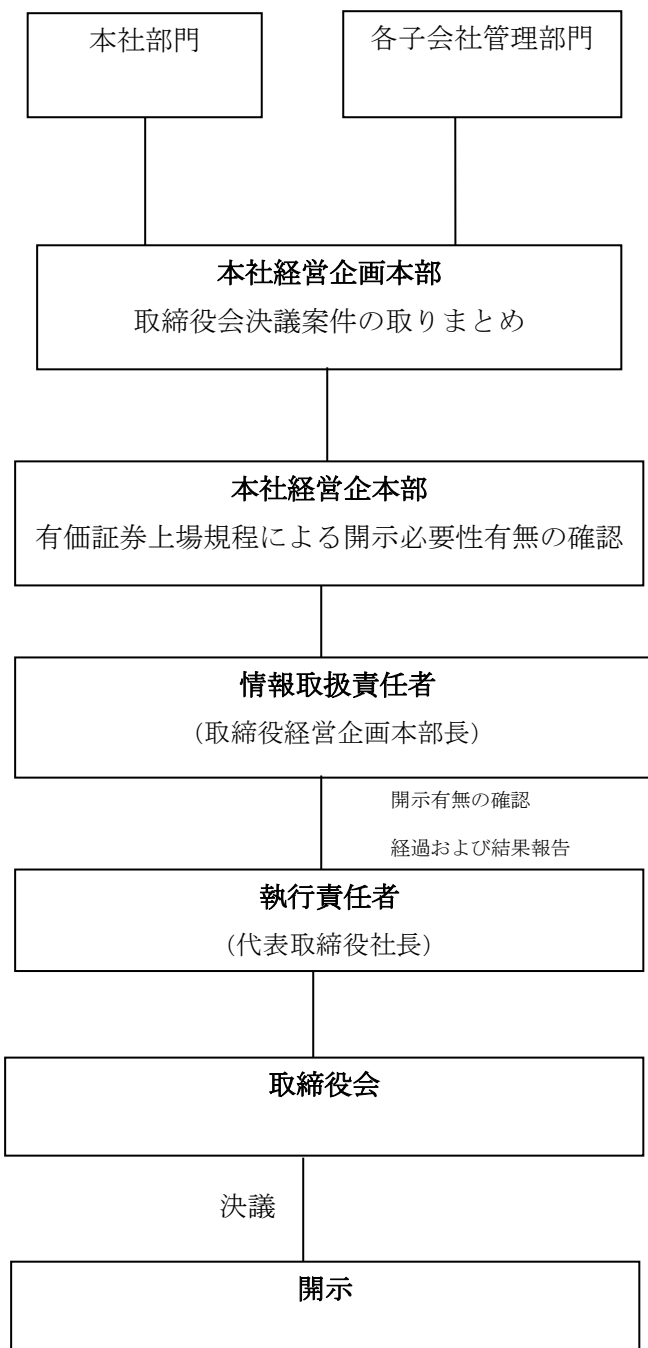
【模式図(参考資料)】



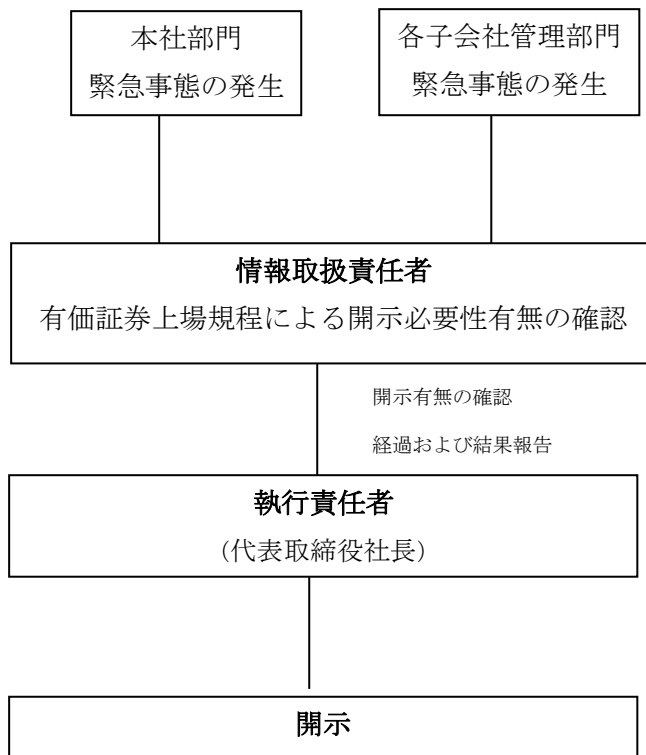
【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続き

〈当社グループに係る決定事実・決算に関する情報等〉



〈当社グループに係る発生事実に関する情報等〉



以上